

ハ、移動 左に移動状態を示さう(自昭和二年一月 但し第十七工場を除く)

解雇(一ヶ月平均) 至同年八月
雇入(一ヶ月平均) 同年八月
男 七人 三八八
女 〇、二五 〇、三八
計 七、二五 四、二六

三、就業状態

イ、就業時間 九時間二十分。但し始業及終業時間は季節によりて異なる。

内休憩時間 一時間二十分。午前二十分、正午四十分、午後二十分、但し季節によりて時刻を異にす。

時間外勤務に對しては、醸造工は所定分量を以て計算す、其の他の職工は二時間迄は二割増し、以後一時間を加ふる毎に一割増し、五時間を超ゆる場合は十割増し、早出一時間以上五割増しす。

右歩増時間は八時間單位で計算する。

然し醸造工に於ては、大正十二年の争議以來從來内規たりし作業分量制度が確認されたのであるから、其大多數は就業四時間位にて退場してゐるのである、但し第十七工場に於ては時間制度と分量制度とを並行一致してゐるので、時間中は必ず就業してゐるのである。

ロ、出勤状態 左の通り同業會社に比して良好である、蓋し就業時間の短いこと、輕業に移ることを許されてゐること等は其主なる理由であらう。

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月(昭和二年度、自第一工場至第十七工場)
九六・七 九六・一 九五・八 九五・八 九五・九 九五・七 九五・四 九六・〇

ハ、出勤獎勵方法 皆勤賞與 皆勤者日給二分支給

一日缺勤者日給一分支給

ニ、公休日

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一日、二日、三日、十五日、十六日	十一日	二十九日	十九日	十五日、十六日	十九日	三日					

定休日 毎月第一日曜日、第三日曜日

但し一月は之を廢し八月、十月は月一回す、

定休日には賃金を支給しない、

ホ、忌引 竝父母、養父母、夫妻子女、養子女の死亡により忌引缺勤するときは死亡證明あるものに限り三日間休暇を支給する、但し賃金は支給しない。